

令和6年度第1回仙台市男女共同参画推進審議会 議事録

日 時 令和6年5月23日(木) 16:00~17:25
会 場 仙台市役所本庁舎 第二委員会室
出席委員 田中真美会長、高浦康有副会長、加藤明子委員、門脇佐知委員、四釜喜愛委員、
柴田美千代委員、千葉修平委員、光安理絵委員、柳生博之委員、大和一美委員、
若生彩委員
欠席委員 今野純太郎委員、村山くみ委員
事務局 市民局長、市民局次長兼市民活躍推進部長、男女共同参画課長、男女共同参画
課主幹、男女共同参画課企画推進係長、男女共同参画課担当者
傍 聴 一般傍聴1名

次 第

1 開会

2 議題

- (1) 仙台市男女共同参画社会に関する市民意識調査について
- (2) (仮称) 仙台市パートナーシップ宣誓制度(骨子案)について

3 報告事項

令和6年度 困難を抱える女性への支援関連事業について

4 その他

5 閉会

1 開会

○男女共同参画課主幹

- ・男女共同参画推進課主幹より、宮城労働局雇用環境・均等室長 加藤明子委員の就任について紹介。

[仙台市・出席者紹介]

(1) 市民局長挨拶

- ・本市では、平成 15 年に仙台市男女共同参画推進条例を施行し、翌 16 年には「男女共同参画せんだいプラン」を策定、現在のプランは、第 5 次計画である。
- ・世界における日本の状況に目を向けると、昨年公表されたジェンダーギャップ指数での日本の順位は、125 位と過去最低の結果となっており、男女格差が埋まっていない状況を痛感した。
- ・本市では、個性や価値観を互いに尊重しあう機運の醸成や、国籍や年齢、性別、障害の有無等にかかわらず多様な人の活躍促進に資するダイバーシティの推進に取り組んでいるが、特に男女共同参画の推進は、ダイバーシティの推進に包含される重要な分野である。
- ・本審議会で様々なご意見をいただきながら、今後の男女共同参画に資する施策等について検討してまいりたい。

○男女共同参画課主幹

- ・委員 13 名中、本日は 11 名が出席。

○男女共同参画課主幹

- ・仙台市男女共同参画推進審議会規則第 5 条第 1 項の規定に基づき、会長が議長となる。以降の進行は田中会長にお願いしたい。

(2) 会議の公開等について

○田中会長

- ・本日の審議会において、非公開とすべき案件はあるか。
(非公開案件なし・事務局)
- ・それでは本日の審議会は公開ということで良いか。
(異議なし)

(3) 議事録署名人の指定について

○田中会長

- ・議事録署名人については、出席者の中から五十音順で 2 名を指名したい。今回は、加藤明子委員と千葉修平委員にお願いしたい。
(加藤委員、千葉委員 了承)

2 議題

(1) 仙台市男女共同参画社会に関する市民意識調査について

○男女共同参画課長

- ・資料1及び資料2に基づき説明

[意見・質疑応答等]

○高浦副会長

- ・資料2問19について、「配偶者のいる(いた)方のみ」となっているが、前回の質問項目にもあったからという理由か。性の多様性ということを踏まえると、配偶者に限定する必然性は薄れていくのではないか。むしろ多様な対象とした方がよいのではないか。データを継続的にとる必要性等もあると思うが。

○男女共同参画課長

- ・前回実施した平成28年2月の調査で配偶者の有無について聞いていた。今回調査するにあたり経過を見るという意味で前回と同様に「配偶者等のいる(いた)方」を対象とした質問項目としている。

○高浦副会長

- ・資料2問20については配偶者に限定しないということによいのか。

○男女共同参画課長

- ・問20についても配偶者のみに限定するものではない。

○高浦副会長

- ・配偶者がいる方は、問19と問20の両方に回答するという方も出てくることになるのか。

○男女共同参画課長

- ・直近5年間の有無を確認する予定である。

○高浦副会長

- ・答える方にとっては何度も同じことを聞かれるプレッシャー感はあるかもしれないため、引き続き検討をお願いしたい。

○田中会長

- ・問19、問20でDVを受けた経験の有無だけを確認する形なのか。さらに深掘りはしないのか。

○男女共同参画課長

- ・問20でこの5年間でDVの被害に遭ったと回答された方に対しては、問21で誰かに相談したか、というところに続いていく形で状況を把握していく予定である。

○田中会長

- ・今回の調査では、項目が増えた分、回答者が何かを言いたいときに書くことができる欄が必要だと思う。「今後の取り組み」だと限定されてしまうため、もっと違う形で設定したほうがよい。また、各設問ごとに「その他」という欄を作ってもよいのではないか。

○男女共同参画課長

- ・改めて検討する。

○千葉委員

- ・セクシュアルハラスメントあるいはDVについて、同性同士の場合も今後想定していかなければいけないと思う。例えば、女性が女性に対して行うセクシュアルハラスメント、あるいは男性が男性に対して行うセクシュアルハラスメントについても想定していかなければいけないと思う。アンケートで事前に男性・女性と回答してもらうわけだが、例えば男性から女性に対するセクシュアルハラスメント、あるいは女性から男性に対するセクシュアルハラスメントというのはそこでわかると思うが、同性同士の場合だとわかりにくい。そこについてはどのように配慮していくのか。

○男女共同参画課長

- ・ご指摘のとおり、今回の質問ではどのようなハラスメントを受けたのかということを確認する形になっているが、その相手方の性別を確認するような形をとれる仕組みにはなっていない。現在の想定の中では、それを確認していくという形の質問は設けていない。

○田中会長

- ・質問項目が性の多様性の次にセクシュアルハラスメントが来ていることに意味があったのではないかと思う。性の多様性の話をしたうえで、セクシュアルハラスメントって何だろうというところを意識していただけるようにすれば、フォローができるのではないか。

○高浦副会長

- ・セクシュアルハラスメントの定義について、職場における性的嫌がらせという厚生労働省の定義に従うという前提になるのか。

○男女共同参画課長

- ・質問の項目にセクシュアルハラスメントの定義として、「相手の意に反する性的な言動により、相手方の心身や生活環境を害するなど不利益を与えること」という説明をつけて、それにあたるかどうかで回答してもらうことを想定している。

○高浦副会長

- ・セクシュアルハラスメントにDVは含まれないということによいか。回答する方には共通の前提で回答してもらう必要がある。現状だと含まれる方と含まれない方が出てしまうのではないか。セクシュアルハラスメントは職場や学校におけるもの、DVは家庭ないしは親密な交際関係にある場合ということで定義することで、ある程度区別ができるのではないか。

○男女共同参画課長

- ・セクシュアルハラスメントの定義の中にもDVに当てはまる方がいるという視点が抜けていた。回答する方が混同しないよう項目・選択肢を整理していきたい。

○光安委員

- ・手続きの流れについて確認だが、調査項目案は今見ているが、実際の聞き方を事前に審議会で確認することはできるのか。

○男女共同参画課長

- ・項目案を基に調査票を作成するが、審議会の場という形をとれるかはわからないが、調査票については事前に委員の皆様にもメールなどでご覧いただき、メールなどでご意

見をいただくというところは最低限確保したいと考えている。

(2) (仮称) 仙台市パートナーシップ宣誓制度(骨子案)について

○男女共同参画課長

- ・資料3に基づき説明

[意見・質疑応答等]

○高浦副会長

- ・先行する他の自治体の制度を参照しながらまとめていただいたと思う。気になるのは子どもを含めた場合の実質的なファミリーシップ制度としてどのように運用していくかというところである。
- ・子どもの年齢制限は二十歳以上になってもファミリーシップ制度の対象に含めていくのか。
- ・里親や里子の関係になる場合も含めてよいのか。戸籍等で確認とあるが、児童相談所の措置証明によって里親・里子の関係がわかる場合には「子」と記載することは可能なのか。

○男女共同参画課長

- ・ファミリーシップ制度という形では本市としては考えていない。
- ・子の年齢要件については、現在の市の考え方としては定めないという方針で考えている。
- ・里親・里子の関係については、確認をとるときに今のところ実子または養子については戸籍で確認することを想定している。実子または養子の関係性は一時の期間ではなく、基本的には継続していくものと考えているが、里親・里子に関しては一定期間の関係性ということがあるので、対象に含めるかどうかについては、まだ議論があるのではないかと考えている。

○高浦副会長

- ・里親・里子に関しては特段積極的に排除するわけではないけれども、検討の対象にはなりうるということか。

○男女共同参画課長

- ・仙台市としては、最初は対象に含めない形で考えている。これからご意見を伺いながらにはなるが、今現在、仙台市の考え方としては、ある程度対象を限定していきたいと考えている。

○田中会長

- ・ファミリーシップ制度ではないけれども、子どもに関する記載を可能とすることで、子どもに関しても配慮がされていると感じる。記載を可能とするということは、記載しないことも可能とするという意味でよいか。

○男女共同参画課長

- ・そのとおりである。

○高浦副会長

- ・パートナーが死去した場合、受領証を返還しなければいけないのか。子の名前が記載

されていたとして、実はパートナーの実子なのだが、そのパートナーが亡くなった。でもその親子関係を対外的に承認してもらえるものが欲しいため、返還したくないという場合があると思うが、その場合は受領証を手元に置いてもらってよいということか。

○男女共同参画課長

- ・対象者の方がお亡くなりになった場合というのが、今回示している「返還・無効」の場合の「(3) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき」に該当するが、実際には亡くなられた後、お墓の継承等様々な手続きで関係性を示していく必要がある場合が想定されるため、すぐにお返しくださいということではなく、あくまでもその必要がなくなったときに返還してもらおうということではあるのではないかと考えている。ただし、パートナーシップ宣誓制度という形で市に登録しているため、制度的にはそのパートナーの方が、次のパートナーの方とパートナーシップを結びたいというときには解消していただかないと結べないということはある。

○光安委員

- ・2点あり、1点目は事実婚について、今回は含めないと現段階で考えている理由について教えてほしい。
- ・2点目は、宣誓の要件の「(4) 当該宣誓者以外の者とのパートナーシップにないこと」という部分をいかにして確認するのか。例えば、他の自治体で実は別の人とパートナーシップの宣誓をしていたということを、データ上自治体間で連携して確認できるのか。そもそも法律婚であれば、戸籍を確認することで重婚が避けられるわけだが、パートナーシップ制度の場合、他に相手がいないということを供述で担保するしかない。利用実績が増えてくると、供述だけでは宣誓の虚偽など一定程度のトラブルが想定される。例えば、自治体間で何かデータのやりとりなどが可能なのか。

○男女共同参画課長

- ・1点目の事実婚を対象としなかった理由について、審議会でも意見を頂戴して市で検討し、今回のパートナーシップ宣誓制度は性的マイノリティの方の支援ということを明確にしていくこととした、というのがある。性的マイノリティの方は現在何も関係性を示すものがないという一方、事実婚については住民票などで未届の夫・妻という形でその関係性を確認ができて、それをもって社会保険などを一部適用できる制度もあるので、(性的マイノリティの方と事実婚の方を)同列に扱うのではなく、今回は対象を明確にして、性的マイノリティの方の支援であるということを知りやすく打ち出すために対象を限定したいと考えている。
- ・2点目の他の方とのパートナーシップがないことを確認するという点については、本人の申し出によるものとなるため、例えば本市の中であれば本市の記録の中で確認をとることは可能である。ただパートナーシップ宣誓制度はあくまでも各自治体における独自の制度となっている。そうすると他都市との連携というのは今の段階では検討していくのが難しい。個人情報の管理という意味では、やはりご自身からの申し出によらざるを得ない状況かと思う。

○千葉委員

- ・一方が市内に住所を有しているということが宣誓の要件となっており、同居しなくて

もいいということになっているが、期間としては宣誓した後にずっと同居していなくてもパートナーシップという制度は維持されるということなのか。

○男女共同参画課長

- ・現在のところ明確な期間というのを定めるということは想定していない。婚姻関係であっても単身赴任や別居婚のような形もあり、パートナーシップに関してそれぞれの方のご事情によってその期間というのは変わってくる。ただし、今のところ期間は特に定めるものではないと考えているが、制度を運用していく中で、何か必要があれば検討していきたい。

○千葉委員

- ・悪用される可能性を考えていかなければいけないというところがあり、このパートナーシップ制度を宣誓することによって社会保障や公営住宅等での公的サービスを受けられると思うのだが、そのサービスを受けたいがために、一時的に宣誓だけしてしまった後にずっと実質別居しているというような事態も想定される。そこに対して対応していく必要があると思うが、認識はいかがか。

○男女共同参画課長

- ・お話の内容は虚偽の申請によって、ということになってくるかと思う。どこまでそういったものが把握できるのかというところはあるが、例えば公営住宅に入居することを目的として、関係性は本来ないのだがパートナーシップの宣誓をしたというような話であれば、そういったことがわかった場合については取り消しをするということを進めてまいりたい。

○千葉委員

- ・あともう1点確認したいのが、外国人も今回対象となるということによろしいか。

○男女共同参画課長

- ・積極的に外国人を除外するという事は、今のところ考えていない。

○高浦副会長

- ・同居要件について、他の自治体では転入予定の場合も含めているところもあるようだが、どちらかが必ず仙台市に住民票を登録されているという前提を課すということによいか。

○男女共同参画課長

- ・今後の運用になってくるが、転入予定ということが、例えば不動産の賃貸の申込などで確認ができるということであれば、先に宣誓をしていただき、住居要件を満たした段階で受領証を交付するというような流れも可能ではないかと考えている。

○高浦副会長

- ・書きぶりかと思うが、他に注釈を設けて、運用上はこういうケースもありうるなど、利用者の方が利用しやすいような形で示していただきたい。

○光安委員

- ・不動産の賃貸の申込書で転入予定を確認するという話だが、転入予定の段階で家を借りる前の申込みの段階で宣誓ができてることが重要である。例えば、転入するときには、会社の転勤予定のようなもので転入予定であることを容易に証明できるだろうから、そこについては柔軟に対応を検討しているということによいか。

○男女共同参画課長

- ・実際に運用するときはどういったもので転入予定を確認するのかというのは、これから確認していくことになるが、ある程度はっきりしたものを示していただけるのであれば、考えていきたい。

○高浦副会長

- ・宣誓方法について、男女共同参画課の職員の面前で行うことになっているが、身体等のハンディキャップをお持ちで、なかなか直接行けないという場合に、東京都は自宅からオンラインでの宣誓ということも認めているが、そういう形式は考えているか。
- ・プライバシーの確保という点で、不特定多数の人が出入りするような場では宣誓がたいと思うので、プライバシーの確保をどうするのか、物理的に何か部屋を設ける等考えているのか。

○男女共同参画課長

- ・オンラインについては可能なかどうかの十分な検討ができていないため、引き続き検討する。
- ・プライバシーに配慮した宣誓の場所ということについて、今現在考えているのは、ここでは明らかにできないが、もちろん区役所など大勢の方が入ってくる場所ではなく、不特定多数の方が来られる場所ではないところを確保して、そこで宣誓を受けて、受領証をお渡しするという事を考えている。

○四釜委員

- ・住所を少なくともいずれか一方が市内に住所を有している、相手の方が市外にいるという場合、市内にいる人が（市外に）引っ越した場合は「返還・無効」に該当することになるが、これは、あくまでも引っ越し人が自分で申請しないと「返還・無効」にはならない、仙台市で追いかけるということはないということよいか。

○男女共同参画課長

- ・仰るとおりである。こちらで住民基本台帳などを確認するというのではなく、あくまで本人の申し出によるものである。ただし、パートナーシップ宣誓制度は今のところあくまでも各自治体での制度となっているので、仙台市が発行した受領証を持っていても、他の都市でそれを活用するという事は想定しづらいと考えている。

○四釜委員

- ・ということは、例えば仙台市の受領証と横浜市の受領証というように1人で何個も持つことが可能ということになる。

○男女共同参画課長

- ・悪い言い方になるが、受領証を返還せずに転居をして、そのままお持ちになるという方は、いらっしゃる可能性はある。我々としてはそういったことがないように、転居する場合には返還してくださいというお願いをしてみたい。

○若生委員

- ・受領証の返還について自治体によっては宣誓をする段階で、返還のための用紙も合わせて交付するという形をとり、不要になったときには返還するものであるということをおわかってもらったうえで受領証を渡しているところもあるようなので、そのように働きかけるとよいのではないかと。

- 男女共同参画課長
 - ・運用面をしっかりと考えてまいりたい。
- 門脇委員
 - ・制度に関する留意事項の（3）で、通称名での宣誓も可能とし、その客観的に分かる書類の提出が必要とあるが、通称名とはどのようなもので、客観的に分かる書類とは具体的にどのようなものなのか教えてほしい。
- 男女共同参画課長
 - ・通称名は外国籍の方で日本の名前を名乗られている方がいらっしゃると思うが、特に社員証、学生証など、一般的に身分証として使われるところに、自身の名前を使われている方がいらっしゃると思われている。そういった方が宣誓をされるときに、そのとおりの名前で宣誓いただけるようにしていきたいと考えている。
- 田中会長
 - ・私自身、田中真美は通称名で、戸籍の名前とは異なる。研究者としてずっと旧姓田中できている。そういった例は多くあると思う。
- 門脇委員
 - ・そういった通称名も含めて示しているということでよいか。
- 男女共同参画課長
 - ・そのとおりである。
- 光安委員
 - ・自治体間の連携についての予定や今後の考えはあるか。
- 男女共同参画課長
 - ・宮城県の中で制度の運用を考えているというのが本市以外で1都市あるが、今現在、自治体間の連携については具体的に検討が進んでいるというところはない。先ほど申し上げたように、少しハードルはあるところではあるが、他都市の実績も検討しながら考えていきたい。
- 高浦副会長
 - ・県内に限らずとも県を超えて政令指定都市同士で先に関係を作っていくことも学びになってくる。他の自治体の制度は若干違うところもあるかと思うが、その辺りの検証も含めてぜひ積極的に進めていただきたい。
- 田中会長
 - ・今回骨子案を作成したということで、これに対してパブリックコメントを6月下旬頃に募るということだが、前書き・説明等をつけて出すことになると思う。パートナーシップ宣誓制度はやはり難しいと思うので、どういうことなのかという説明と、先ほど話が出た事実婚は含めない理由の説明については行う必要があると思う。前書き・説明等の文案ができれば審議会にメールでいただいて皆様にも見ていただくとよいと思う。
- 高浦副会長
 - ・田中会長と一緒にいろいろな団体の当事者の方の意見をヒアリングするなかで、当事者の方でもこうした制度に反対の意見をお持ちの方もいらっしゃる。性的マイノリティの方たち（の関係性）全てを対象にする（包含する）制度ではなく、あくまでご本

人たちの申請によるものであり、(ましてや) 関係の証明を強要するようなものではないという辺りも、誤解がないように前文などで触れていただくとよいのではないかと。

○田中会長

- ・希望する方に対しての宣誓制度であるということアピールして骨子案を出していただけるとよい。運用面等、細かいところはまだ工夫の余地がある。今後、パブリックコメントで詳細が詰められていくと思うので、パブリックコメントに対する意見等についても審議会に共有してもらえればと思う。

3 報告事項

令和6年度 困難を抱える女性への支援関連事業について

○男女共同参画課長

- ・資料4に基づき説明

[意見・質疑応答等]

○光安委員

- ・補助金事業について、これまでに選定された団体がどのような事業をやっていたのか、差し支えない範囲で教えてほしい。

○男女共同参画課長

- ・補助金事業というのは今年度からスタートする事業である。

○光安委員

- ・別の制度と勘違いしていた。アウトリーチ型の事業をやっていて補助を受けていた団体を想定していた。

○田中会長

- ・資料4の新規事業が1、継続事業が2である。継続事業もあり、さらに新規事業も走らせるということになる。

4 その他

○田中会長

- ・その他、委員の皆様から何かあればお話しいただきたい。

○高浦副会長

- ・昨日の地元紙の河北新報の投書欄に掲載されているもので、エル・ソーラ仙台の利用者と思われる市民の方より批判となるような声があった。
- ・1つはエル・ソーラ仙台では、コロナ前は部分的なスペースでできていた飲食について制限がかかっているということ。もう1つは新聞雑誌の閲覧がコロナ前はできたのにできなくなっている、市の男女共同の理念はどうなっているのかというご意見であった。
- ・それについては、せんだい男女共同参画財団で指針を作っているのかもしれないが、それをより明確化してもらい、また、周知徹底してもらえるとよい。

○男女共同参画課長

- ・確かにエル・ソーラ仙台の市民交流スペースにおいては、飲み物は可としているが食

事はお断りしている。現在でもマスクを着用して利用している方が多く、原則として食事をとることについてはお断りしている状況が続いている。

- ・雑誌の購読については予算の関係上、雑誌の購入数は減っているが、購入したものは閲覧できるようにしている。
- ・新聞に関しては、新聞の男女共同参画に関する情報提供の一つとして閲覧できるようにしていたが、以前から男女共同参画推進センターでの効果的な情報提供のあり方を考えていかなければいけないということがあった。その中でインターネットが普及している状況があり、市民の方の情報収集の形が多様化していること、また、予算執行の状況も踏まえて、見直しを検討し、その一環として新聞の閲覧を取りやめた経過がある。これが新型コロナウイルス感染症対策と検討の時期が重複したということもあって、利用者の方々にしてみるとわかりづらい部分や説明・周知が足りなかった面がある。引き続きそういったところを反省しながら、しっかりと利用者の方にわかりやすいような周知を行い、今後変わる部分がある場合は丁寧に説明してまいりたい。

○高浦副会長

- ・最近も男女共同参画に関連する新聞の記事のクリップを掲示する等、タイムリーな情報提供をしてもらっており、そのような取り組みは引き続きお願いしたい。

○田中会長

- ・地元紙の河北新報でもジェンダーの特集をよく組んでもらっているため、ご覧いただく機会になるとよい。確かにWEBが発展して、紙媒体のものがどうなっていくかというところは難しいところ。周知についても難しいところはあると思うがよろしくお願ひしたい。

5 閉会

○男女共同参画課主幹

- ・閉会にあたり、以下の点をご案内申し上げます。
 - ① 議事録について、本日の議事録原案を事務局で作成し、議事録署名人に署名をいただいた後、市政情報センター及び仙台市ホームページで公開する。
 - ② 次回の審議会開催については、7月～8月頃の開催を予定している。内容は男女共同参画プラン2021の令和5年度の実施状況の報告を予定している。
- ・本日の審議会はこれにて終了とさせていただきます。